

事務連絡

平成28年1月29日

各指定通所介護事業所 管理者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

「地域密着型通所介護事業所」への移行等に係る手続き等について

日頃は本県の高齢者福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

みだしの件につき、平成28年4月1日から、利用定員が厚生労働省令で定める人数未満（19人未満の予定）の指定通所介護事業所（指定療養通所介護事業所含む）については、別段の申し出が無い場合は「指定地域密着型通所介護事業所」（地域密着型サービス）に位置づけられることとなりました（みなし指定）。

つきましては、このみなし指定の対象事業所をあらかじめ把握するため、平成28年3月31日までに通所介護事業所の利用定員を変更する場合に係る変更届等の提出期限を定めましたので、遺漏のないようにお願いします。

また、このみなし指定に関し、今後必要となる手続きについては別途県高齢福祉課ホームページで随時お知らせしますので、定期的にご確認いただきますようよろしくお願いいたします。（通所介護事業所のメールアドレスが登録されている場合は電子メールでもお知らせします。）

	必要な提出書類	提出期限	提出先
平成28年3月31日までに、 利用定員を <u>①18人以下から19人以上に変更する場合</u> <u>②19人以上から18人以下に変更する場合</u>	・変更届及び必要な添付書類 (高齢福祉課ホームページ「様式ライブラリ」参照)	平成28年2月29日 (月)	岐阜地域福祉事務所 もしくは 県事務所福祉課

※平成28年4月1日以降、利用定員19人以上の通所介護事業所へのサテライトに移行する場合は、所管の県事務所福祉課又は岐阜地域福祉事務所に速やかにご相談ください。

※平成28年4月1日以降、市町村等指定の小規模多機能型居宅介護事業所のサテライトに移行する場合は、所管の県事務所福祉課（又は岐阜地域福祉事務所）及び事業所所在地の市町村等に速やかにご相談ください。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課介護事業者係			
担当係長	篠田	担当	菊川
T E L	058-272-8298 (直通)		
F A X	058-278-2639		